

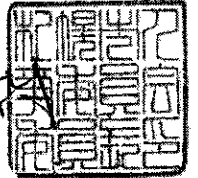
札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日

札幌市人事委員会

委員長

常任理事



札幌市人事委員会規則第5号

札幌市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

札幌市職員の任用に関する規則（昭和51年人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表1第1項第2号中「オンブズマン事務局長」の次に「、行政DX推進室長」を、「児童相談所長」の次に「、東部児童相談所長」を加え、同項第3号中「、農業支援センター所長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。